# 平成 25 年度

健全化判断比率審査意見書資金不足比率審査意見書

秋田県監査委員

監 委 —— 494 平成26年10月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範 秋田県監査委員 中 田 潤 秋田県監査委員 石 塚 博 史 秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び 第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び 資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書 類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

## 健全化判断比率審查意見書

#### 第1 審査の対象

平成25年度秋田県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、 知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将 来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)とこれらの算定の基礎となる事 項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### 第2 審査の方法

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類がいずれも適正に作成されているかを検証するため、決算関係書類その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

### 第3 審査の結果及び意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準
	算定比率	算定比率	(参 考)
実質赤字比率	- %	- %	3.75%
連結実質赤字比率	- %	- %	8.75%
実質公債費比率	15.4%	15.4%	25%
将来負担比率	238.4%	240.0%	4 0 0 %

- (注)1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。
  - 2 連結実質赤字比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

## 資金不足比率審査意見書

#### 第1 審査の対象

平成25年度秋田県の各公営企業会計の決算に基づき、知事から提出された 資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施 した。

#### 第2 審査の方法

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類がいずれも適正 に作成されているかを検証するため、決算関係書類その他の帳簿及び証拠書類 との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審 査を実施した。

#### 第3 審査の結果及び意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会 計 名	資金不足比率		経営健全化
	平成25年度	平成24年度	基準 (参考)
電気事業会計	- %	- %	20%
工業用水道事業会計	- %	- %	20%
下水道事業特別会計	- %	- %	20%
港湾整備事業特別会計	- %	- %	20%
能代港エネルギー基地建設	- %	- %	20%
用地整備事業特別会計	70	, ,	_
秋田港飯島地区工業用地	- %	- %	20%
整備事業特別会計	, ,	, ,	
工業団地開発事業特別会計	- %	- %	20%

(注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余(実質収支が黒字)又は実質収支が均衡し資金不足額が0であることから算定されない。